

木更津市身体障害者福祉センター指定管理者に関する仕様書

木更津市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容等について、必要な事項を定めるものとする。

2 木更津市身体障害者福祉センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に従って行うこと。

- (1) 利用者がその能力及び適性に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことを目的に、事業を適切かつ効果的に行うこと。
- (2) 利用者へのサービス提供及びサービス向上を図ること。
- (3) 個人情報保護に関する措置を講ずること。
- (4) 効率的な運営を図ること。
- (5) その他、利用者の福祉の増進を図ること。

3 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 木更津市身体障害者福祉センター |
| (2) 所在地 | 木更津市潮見2丁目9番地 |
| (3) 建物の概要 | 木更津市民総合福祉会館1階の一部 |
| 建築構造 | 鉄筋コンクリート造り |
| 床面積 | 358.75㎡ |
| 施設内容 | 機能回復訓練室・日常生活訓練室・社会適応訓練室
相談室・事務室・静養室 |

4 業務内容

- (1) 身体障害者のための施設の提供
木更津市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づく各部屋の使用許可等。
- (2) 身体障害者及び身体障害者の介護等を行う者への助言、支援等
前記2（1）の考え方に基づき、身体障害者及び身体障害者の介護等を行う者への助言、支援等を行う。
- (3) その他身体障害者の福祉の増進のための事業

5 管理の基準

指定管理者が管理運営を行う時間は、以下に掲げる休業日を除く、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

【休業日】

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- エ 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

6 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

7 法令等の遵守

センターの管理運営にあたっては、この仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (6) 木更津市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第5号）
- (7) 木更津市身体障害者福祉センター管理規則（平成12年規則第67号）
- (8) 木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第17号）
- (9) 木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第32号）
- (10) 木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号）

8 管理経費（指定管理料）等

指定管理業務に係る経費は、自主事業の運営による事業報酬により賄うものとし、本市からは指定管理料は支払わない。

ただし、天災その他やむを得ない事情により経費を要する事態が生じた場合は、対応について市と指定管理者で協議するものとする。

9 物品の帰属等

センターに設置する備品は、無償で指定管理者に貸与する。ただし貸与している備品の廃棄を行う場合は、事前に市に連絡しその承諾を得た上で指示に従うこと。

指定管理者が物品を購入したときは、購入後の当該物品は指定管理者の所有に属するものとする。

10 個人情報及び情報公開の取扱い

指定管理者は、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号）第13条の規定により、センターの管理運営を行うにあたり取り扱う個人情報を保護するため、木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）の趣旨に従い適正に取り扱わなければならない。

また、自らの基本方針、運営状況、財務状況等の情報の公開について、市が木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）に基づき行う情報の公開に留意しつつ、適正な運用を図ること。

11 運営業務を実施するにあたっての遵守事項

運営業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に実施すること。

- (1) センターが公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行い、特定の利用者に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 市との連携を図った運営をすること。
- (3) 指定管理者が施設の運営に係る規定等を定めるときは、木更津市と事前に協議すること。
- (4) 施設の運営に係る規程等が定められていないときは、市の条例等に準じて、または市と協議のうえ運営すること。

12 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。ただし、市と協議のうえ行うもの

については除く。

13 管理運営体制の整備

(1) 指定管理者は、センターの運営業務における責任体制を整備することとし、運営に関し、総括責任者1名を配置するとともに適正な人数を配置する。

(2) 緊急時における対応

指定管理者は、自然災害、事故、火災その他緊急時における体制及びマニュアルを整備し、これらが十分に機能するよう必要な訓練を実施するなど、対応に万全を期するとともに、運営に従事する者に指導及びその旨を周知しなければならない。

また、緊急事態、非常事態等不測の事態が生じた場合には、利用者の非難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市及び関係機関に通報しなければならない。

14 責任分担

運営業務に関する責任の分担については、費用等分担表（別紙1）のとおりとし、それ以外については、市と協議のうえ定めるものとする。

15 運営に関する報告等

(1) 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由によりセンター内で事故が発生したときは、市に事故報告書を提出すること。

(2) 指定管理者は、毎年度指定する期日までに翌年度の運営業務に係る実施計画書、または収支計画書及び予算執行計画書を市に提出しなければならない。

(3) 指定管理者は、当該年度終了後、定められた期日までに事業報告書を作成し、市長の承認を受けなければならない。事業報告書には、運営業務の実施状況、利用状況、収支状況を記載するものとする。

16 損害の賠償

指定管理者は、センターの運営業務を実施するにあたり、自己の責めに帰すべき理由により市または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

17 指定の取消

指定管理者が行う管理運営の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、または、期間を定めて管理運営の全部または一部の停止を命じることがあ

る。

- (1) 指定管理者が市の行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

18 モニタリングについて

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者制度に関するモニタリング実施方針（別紙2）に従い業務内容を測定・評価し、改善指導・次回選定での反映を行う。

19 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、市と協議し決定することとする。